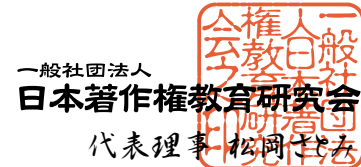


平成30年9月吉日

各位



## 著作権法第35条の一部改正に関する シンポジウム 開催のご案内（2018年10月26日開催）

謹啓 涼秋の候、貴学に於かれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、平素は小会の著作権研究並びに権利処理業務等に格別のご理解とご協力を賜り  
厚くお礼申し上げます。

皆様ご存知の通り、第196回通常国会にて著作権法の一部を改正する法案が可決  
成立致しました。同法律改正案には第35条（学校その他の教育機関における複製等）  
の改正が含まれております。本改正は著作物の公衆送信での利用について大きな改正が  
なされる大変興味深いものです。

小会では文化庁並びに日本文藝家協会のご協力を得てシンポジウムを開催すること  
となりました。教育関係者様にとって教材の電子化は必然的な流れとして行われてきました。  
特にインターネットは世界中から最新情報が収集できる、今や欠くことのできないソース元と  
なっています。一方、様々な情報を用い作られた教材をインターネットを使い学生の教育に  
供しようとした場合、著作権法第35条の権利の制限が及ばない為あえて手配りにする必  
要がありました。今回の法改正はインターネットによる教材の配信に大きな可能性を持たせ  
たものであると思われませんが、どこまで可能になるのか、また、教材作成の際にどのよう  
な責任が生じ、どのようなリスクが伴うのかを講演者のお話から参加者全員で考えてみたい  
と思います。

ご多用の折、大変恐縮ではございますが、ぜひともご参加頂きますようお願い申し上げ  
ます。まずは、略式ながら書中をもってご案内申し上げます。

謹白

&lt;記&gt;

### 著作権法第35条の一部改正に関する シンポジウム

基調講演1 『著作権法の一部を改正する法律の概略』  
講師:文化庁 長官官房 著作権課 専門官 大野雅史氏

基調講演2 『(仮題)新35条のもたらす可能性』～学校教育と著作権の新たな時代～  
講師:日本文藝家協会 副理事長 三田誠広氏

ディスカッション 『35条改正で教育現場はどう変わるか』

パネリスト

文化庁 長官官房 著作権課 専門官	大野雅史氏
日本文藝家協会 副理事長	三田誠広氏
日本文藝家協会 著作権管理部長	長尾玲子氏
広島大学 情報メディア教育研究センター准教授	隅谷孝洋氏
東京書籍 編集局 編集総轄部 部長	高垣浩史氏

コーディネーター

日本著作権教育研究会 事務局長	内田弘二
-----------------	------

# 著作権法第35条の一部改正に関する シンポジウム 開催要項

## 基調講演1

### 『著作権法の一部を改正する法律の概略』

講師：文化庁 長官官房 著作権課 専門官 大野雅史 氏

## 基調講演2

### 『(仮題)新35条のもたらす可能性』～学校教育と著作権の新たな時代～

講師：日本文藝家協会 副理事長 三田誠広 氏

## パネルディスカッション

### 『35条改正で教育現場はどう変わるか』

#### パネリスト

文化庁 長官官房 著作権課 専門官 大野雅史 氏  
日本文藝家協会 副理事長 三田誠広 氏  
日本文藝家協会 著作権管理部長 長尾玲子 氏  
広島大学 情報メディア教育研究センター 准教授 隅谷孝洋 氏  
東京書籍 編集局編集総轄部部長 高垣浩史 氏

#### コーディネーター

日本著作権教育研究会 事務局長 内田弘二

## < 開催要項 >

開催日時：2018年10月26日 金曜日 13:20～16:30(受付は13:10から行います)

開催場所：東京国際交流館 プラザ平成国際交流会議場 東京都江東区青海2-2-1

当日スケジュール:(時間割は当日変更となる場合があります。悪しからずご了承ください)

13:10～ 受付  
13:20～13:30 開会の挨拶  
13:30～14:10 基調講演1『著作権法の一部を改正する法律の概略』(大野 雅史 氏)  
14:10～14:40 基調講演2『(仮題)新35条のもたらす可能性』～学校教育と著作権の新たな時代～(三田 誠広氏)  
14:40～14:50 休憩  
14:50～16:20 パネルディスカッション「35条改正で教育現場はどう変わるか」  
16:20～16:30 質疑応答  
16:30 散会

## アクセス:

※ 公共交通機関をご利用ください

● 新交通ゆりかもめ  
(新橋駅↔豊洲駅)  
船の科学館駅東口から徒歩約3分

● りんかい線  
(新木場駅↔大崎駅)  
東京テレポート駅B出口から徒歩約15分



一般社団法人

日本著作権教育研究会

〒248-0027 鎌倉市苗田5-19-9 TEL0467-38-1590 FAX0467-38-1591



一般社団法人 日本著作権教育研究会 行

# FAX 0467-38-1591

(送信状は不要です。このままFAXしてください。本FAX受信後、小会からの受付メールの送信をもって正式な受付とさせていただきます。本FAX送信後、1営業日以内に申込受付メールが届かない場合は、再度FAX送信をお願い致します。)

## 著作権法第35条の一部改正に関するシンポジウム ■参加申込書■

### 基調講演1 『著作権法の一部を改正する法律の概略』

講師：文化庁 長官官房 著作権課 専門官 大野雅史 氏

### 基調講演2 『新35条のもたらす可能性』～学校教育と著作権の新たな時代～

講師：日本文藝家協会 副理事長 三田誠広 氏

### パネルディスカッション 『35条改正で教育現場はどう変わるか』

開催日時：2018年10月26日 金曜日 13:20～16:30(受付は13:10から行います)

開催場所：東京国際交流館 プラザ平成 国際交流会議場 東京都江東区青海2-2-1

定員：400名(申込受付順)

参加費：無料(要事前申込)

#### 参加申込方法

メールでのお申し込み：小会ホームページのメールフォームに必要事項をご記入頂き送信してください。

FAXでのお申し込み：参加申込書(本紙)の必要項目をご記入の上 FAX にてお申し込みください。

主催：一般社団法人 日本著作権教育研究会

貴学名(貴団体名等)		TEL:	FAX:
部署名		部署名	
ご役職		ご役職	
ふりがな		ふりがな	
ご芳名		ご芳名	
メールアドレス @		メールアドレス @	
以下の個人情報の取り扱いにご同意いただけますか 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/>		以下の個人情報の取り扱いにご同意いただけますか 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/>	

#### 【個人情報取り扱いについて】

ご記入いただきました個人情報につきましてはセミナーのご連絡以外、ほかの目的には一切使用することはありません。小会では、個人情報保護につきましては、関連法令を遵守し、適正な情報管理をいたします。また、いただきました個人情報は第三者提供及び委託は行いません。情報主体であるご本人には、内容開示、訂正、削除の権利がございます。個人情報の提供は任意ですが、もしいただけない場合にはご連絡できない場合がございます。この件に関するお問い合わせは下記個人情報保護管理者までお願いいたします。

一般社団法人 日本著作権教育研究会個人情報保護管理者 松岡さとみ  
〒248-0027 鎌倉市笛田5-19-9 TEL:0467-38-1590

Web09



一般社団法人

日本著作権教育研究会

〒248-0027 鎌倉市笛田5-19-9 TEL0467-38-1590 FAX0467-38-1591